

指定介護予防支援事業所運営規程

社会福祉法人みどり市社会福祉協議会

社会福祉法人みどり市社会福祉協議会指定介護予防支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人みどり市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、介護支援専門員及び社会福祉士（以下「担当職員」という。）が要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援業務を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の担当職員は、事業の提供にあたっては次の事項に努めるものとする。

- (1) 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。
 - (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
 - (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うこと。
- 2 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
みどり市地域包括支援センター	みどり市笠懸町鹿 250 番地

2 事業所が行う業務の一部を補完するため、事業所にサブセンターを置く。

3 前項の規定による事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
みどり市地域包括支援センター笠懸	みどり市笠懸町鹿 250 番地
みどり市地域包括支援センター大間々	みどり市大間々町大間々1511
みどり市地域包括支援センター東	みどり市東町花輪 114 番地 3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとし、第2号から第4号に定める職種を各1名以上常勤で配備する。

- (1) 管理者(次号、第3号又は第4号に定める職種と兼務)
- (2) 保健師又は地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師(准看護師を除く)
- (3) 社会福祉士又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験のある者
- (4) 主任介護支援専門員

2 前項の規定にかかわらず、みどり市地域包括支援センター東においては、前項第1号及び同項第2号から第4号のうち2名以上配備する。

3 第1項の職種のほか、必要に応じて介護支援専門員を配備することができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の内容)

第6条 指定介護予防支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護予防サービス計画の作成
- (2) 介護予防サービス事業者等との連絡調整
- (3) 介護保険施設への紹介その他便宜の提供
- (4) 居宅介護支援事業者との連絡調整並びに一部業務の委託
- (5) その他利用者に対する便宜の提供

(指定介護予防支援の提供方法)

第7条 指定介護予防支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定)に従って実施する。
- (2) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定する事業所内又は利用者の自宅とする。
- (3) サービス担当者会議については次のとおりとする。

ア 開催場所は第3条に規定する事業所内、サービス事業所内又は利用者の自宅とする。

イ 会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合に

については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(4) 担当職員による居宅訪問頻度等

ア 提供開始月

イ 提供開始月の翌月から起算して3月に1回（ただし、厚生労働省令第37号第30条第16号ロの規定に該当しテレビ電話装置等を活用できる場合は6月に1回）

ウ サービスの評価期間が終了する月

エ 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限りサービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(5) モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(利用料等)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、下記のとおりとする。

名称

実施地域

みどり市地域包括支援センター笠懸

みどり市笠懸町

みどり市地域包括支援センター大間々

みどり市大間々町

みどり市地域包括支援センター東

みどり市東町

(事故発生時の対応)

第10条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止)

第11条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束の原則禁止)

第 12 条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 13 条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第 14 条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 事業所は、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 カ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回
- 2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 事業所は指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、

適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮するものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。